

令和6年度高知県農業振興施策に関する要請に対する回答書

< 要請項目 >

I. 資材価格高騰対策

1. 生産資材価格高騰対策について-----1

II. 園芸農業対策

1. 園芸用ハウス整備事業予算の維持および補助限度額の拡充について----4
2. 再生産価格に配慮した適正な価格形成の実現について-----6
3. 野菜価格安定制度と収入保険制度の同時利用の継続並びに同時利用の要件緩和について-----9

III. 畜産関係

1. 畜産経営を維持するための支援について-----12

IV. 水田関係

1. 飼料用米における取り組みについて-----16

V. その他

1. 地域計画策定における農地集積への支援について-----19
2. 鳥獣害対策について-----22

I. 資材価格高騰対策

1. 生産資材価格高騰対策について

近年の世界情勢等の影響で肥料・燃油・飼料・電力等の生産資材価格は、依然として高騰している現状です。昨年度から負担軽減に向かった様々な対策を講じていただいているところですが、農家経営は未だ厳しい状況にあります。

生産資材高騰が続けば、高騰対策を十分に講じている他の園芸産地に、コスト面の競争力で劣ることになり、高知県農業の衰退を招くことにもつながりかねません。

そのため、生産資材全般に係る価格高騰対策の継続もしくは新たな対策の実施を要請します。

(回答)

世界情勢を背景とした物価・エネルギー価格の高騰は、特に、生産コストの増加を農産物価格へ転嫁することが難しい農業では、経営の逼迫の要因になっていると認識しております。

このため、肥料価格高騰に対する支援としまして、県では6月補正予算において、支援期間を令和6年春肥（令和6年5月購入

見込み分)まで延長し、価格上昇分の2分の1を支援することとしたところです。

燃油価格高騰に対しましては、セーフティネット構築事業での農家積立ての2分の1を県が支援する対策を、令和6年4月まで継続することとしております。

電気については、岸田総理から「電気・ガス価格激変緩和対策」について9月末の期限を延長し、当面年末まで継続すると表明されたところです。

全国知事会としてもエネルギー価格の高騰対策の拡充についても提言してまいる考えであり、政府も内閣改造後速やかに新たな経済対策を策定し、必要な対策をしていく方針であると聞いております。

特に農林水産業に関しましては、価格転嫁が難しいという状況にあることを踏まえまして、必要な支援の継続や拡充を国へ提言してまいります。

新しい経済対策の中で、臨時交付金のように地方に対する財源措置が講じられるということとなれば、農林水産業に関しましても必要な支援措置を検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、中長期で考えますと、こうした物価高騰に対する支援は未来永劫続けることが困難であることはご承知のことと思います。

農業につきましても情勢変化の影響を受けにくい体質に構造転換していくという努力をしていただき、県としましてもそれに対してしっかり後押しをしていきたいと考えております。

そのような考えのもと、6月補正予算では、省エネ化や低コスト化につながる機器の導入を手厚く支援する補助事業も予算計上しております。

生産現場におきましても、適正施肥の励行等による化学肥料低減の取組や、ハウスの気密性の向上等による重油低減の取組につきましても引き続きご努力をお願いいたします。

Ⅱ. 園芸農業対策

1. 園芸用ハウス整備事業予算の維持および補助限度額の拡充について

燃油や資材の高騰が続いている状況において、施設園芸が盛んな高知県においては、園芸用ハウス資材への影響も大きく、ハウス建設を断念する生産者も少なからず出ている状況です。

園芸用ハウスや農業用資材の高騰の状況を鑑みた園芸用ハウス整備事業予算の維持および各種区分における補助限度額の拡充を要請します。

(回答)

「園芸用ハウス整備事業」は、本県の園芸農業の振興を図るうえで大変重要な役割を果たしております。

予算の計上に関しましては、これまで、毎年9月頃に次年度の要望調査を行い、実需に基づいて必要な予算を確保してきたところであり、今後も引き続き、同様の考え方のもと必要な予算の確保に努めてまいります。

また、補助対象限度額の拡充につきましては、これまでも段階的に引き上げの措置を講じてきたところであり、本年度も「中長

期展張フィルム」を導入する場合、10a 当たり100万円を補助限度額に上乗せをしたところです。

さらなる補助対象限度額の増額については、農業資材価格等、今後の情勢を見ながら検討してまいりたいと考えております。

J Aグループにおかれましても、農家の負担を少しでも軽減するため、落札率の低下につながる「地域をまたがった一括入札」や、「年度をまたがる整備（繰越）」による工期の分散など、コスト低減の取組につきましても、引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

併せて、特に高度な次世代型ハウスを整備する場合には、補助対象限度が無く生産者の負担が軽減できる国の補助事業の積極的な活用についてご配慮をお願いいたします。

Ⅱ. 園芸農業対策

2. 再生産に配慮した適正な価格形成の実現について

現在の世界的な物価高や自然災害の影響もあり、生産資材価格は高騰していますが、農産物への価格転嫁は出来ていない状況です。これらの問題は個々の生産者の経営努力で解決できる問題ではありません。

農業経営が成り立たなくなることで、産地が衰退し過疎化が進展することや、食料安全保障上の問題に発展する恐れもあります。

国においてもエガリム法を参考に検討されているところではありますが、特に次の2点について国に働きかけるよう要請します。

①食料の安定供給にかかるリスクの拡大や農業・農村の持つ多面的機能等について、国民理解の醸成に向けた国民運動を強化すること、②再生産に配慮された適正な価格形成の実現に向けた仕組みの構築をするうえで、野菜・果樹等、園芸産地における主品目についても検討に含めること。

(回答)

生産コストを価格に転嫁できていないことに対し、農家の皆さんが、営農継続に不安を持たれていることは承知しております。

また、ご要望のあった農業への国民理解の醸成のための国民運動の展開は、適正な価格形成という観点からも、大変重要な意味の大きい取組と認識しております。

このため、県では、消費者の理解醸成につなげるため、市場や量販店の方々に実状を理解していただく必要があるという観点から、生産者の皆さんが直接、生産現場の厳しさを具体的数字を用いてお伝えする活動への支援を行ってまいりました。

また、5月16日には、「再生産が可能となる『生産コストを反映した農産物の適正な価格形成』」について、県として国に対し提言も実施したところであり、今後も、国民の理解醸成も含めて、機会あるごとに提言してまいります。

農産物の適正な価格形成につきましては、国が正に今議論しているところであり、地方からも良い知恵があれば具体的な提案をしていきたいと考えております。

国では、令和6年度概算要求において、生産コストを反映した価格形成の一助になるという考え方により、生産コスト指標の作成可能性や、その指標を活用した取引手法の効果及び課題等の検証を行う「適正取引推進に向けた調査」に係る費用を計上しております。

この生産コスト指標の作成にあたっては、農業者の協力が不可欠であることから、JAグループの皆さんには、指標化に向けたサポートをお願いするとともに、県としても協力し、コストを適正に転嫁した価格形成が実現できるように努力してまいります。

Ⅱ. 園芸農業対策

3. 野菜価格安定制度と収入保険制度の同時利用の継続並びに同時利用の要件緩和について

野菜価格安定制度と収入保険制度の同時加入に関する特例措置は、初めて収入保険制度に加入する者に限り期間限定で同時加入が認められるもので、本年1月からは最長3年間まで同時加入が可能となっています。

制度の実施主体は異なっていますが、収入の減少を補てんし、生産者の経営安定を図り、消費者への安定供給を実現するという意味では、双方の制度とも必要な制度です。

しかしながら、同時加入については一定の要件があり、以前より収入保険制度を選択し、安定制度をやめた生産者が、再度安定制度に加入する場合、収入保険制度と重複加入できないこととなっています。

生産者の経営安定を図るためにも個々のニーズに応じたセーフティネットに継続して加入することができるよう、同時加入については加入期間・収入保険の加入実績に関わらず可能とすることを国へ働きかけるよう要請します。

(回答)

「収入保険」は、自然災害、ケガ、価格低下等の様々なリスクに対応し、品目の枠にとらわれず、個々の農業者のデータを用いて、1年間の農産物の販売収入全体の減少を補てんする制度となっております。

一方、「野菜価格安定制度」は、指定野菜、特定野菜を対象に産地ごとに短期間の価格低下を補てんする制度となっております。

農業者からは、少しでもリスクを減らしたいという観点から、継続的な両制度の同時利用を希望する声もお聞きしております。

国では、令和3年からの加入者に限り、同時利用の期間を1年延長し、両制度の同時利用に係る効果などを検証することとしております。

また、全国知事会においても、「収入保険制度と野菜価格安定制度との同時利用を恒久的に可能とする」など、「総合的かつ効果的なセーフティネットの構築を図ること」等を国に要請しております。

県としましては、今後も国の動向に注視したうえで、必要に応じ、
国に働きかけてまいりたいと考えております。

Ⅲ. 畜産関係

1. 畜産経営を維持するための支援について

畜産においては、生産コストに占める飼料費の割合が高く、一般の配合飼料価格の高騰によって経営を圧迫しています。

特に酪農経営においては、配合飼料とともに給与する輸入乾牧草価格も高騰しており、収入のメインとなる乳業メーカーへの生乳販売価格については飼料費の高騰分が十分反映されているとは言えません。

こうした事態に対し、酪農家は飼料費削減のため、稲 WCS などの利用拡大に取り組んでいますが、多給すれば繁殖成績や乳質に関係してくることから購入する輸入乾牧草の全てを置き換えることができません。また、デジタル化などによる生産性向上にも取り組む意向はあるものの、現在の経営環境においては、生産者の努力だけでは経営改善を図ることは限界に達しています。

今後もこの様な状況が継続すれば、酪農家の経営環境はますます悪化し、負債の増額や離農等、大きなリスクとしてのしかかってきています。

そのため、再生産可能な畜産経営を維持するためにも、飼料価格高騰による生産者の負担を軽減する支援や稲 WCS への取り組み

等を通じた生産コストの削減、デジタル化等の生産性向上の取り組みへの支援として県独自の取り組みや現在の支援を拡充すること、併せて、「畜産・酪農緊急対策パッケージ」内で畜酪支援を講じられるよう国に対して十分な予算の確保の働きかけを要請します。

(回答)

畜産経営コストに占める飼料費の割合は高く、乾牧草などの粗飼料を多く給与する牛で3～5割、配合飼料を給与する豚や鶏で5～6割となっております。

こうしたことから、今般の飼料価格高騰の影響により、畜産農家の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。

このため、県としましては、昨年度、国のセーフティネットである「配合飼料価格安定制度」では補填しきれない価格上昇分を支援するとともに、輸入乾牧草の価格高騰の影響を強く受けている酪農家の経営継続にも支援を行ったところです。

一方で、現在の異常な飼料価格の高騰は当面続くと思われることから、こうした中でも、経営が継続できるよう、一層の構造転換を図っていくことが重要と考えております。

そのため県としましては、今年度、酪農を含めた畜産業を対象とする「構造転換支援パッケージ」として、「コスト削減」、「生産性の向上」、「経営の継続」の3本の柱により、支援を行っているところです。

まず、1つ目の柱の「コスト削減」支援では、輸入乾牧草の代替飼料として需要が高まっている稲WCSにつきまして、耕畜連携による生産拡大や家畜ふん堆肥の有効利用、中山間地への広域流通などを促進しております。

2つ目の柱の「生産性の向上」支援では、発情発見装置などのデジタル機器の導入を支援するほか、専門家を活用した作業効率の見直し等による労働生産性向上を進めております。

最後に、こうした構造転換を実現するためには一定の期間を要することから、「経営の継続」のための支援として、飼料コスト削減や生産性向上に取り組む畜産農家を対象に、支援金を給付しております。

なお、配合飼料につきましては、価格が高騰したまま高止まりが続いているため、6月補正予算を活用し、支援金の単価を増額するとともに、支援期間も今年度末まで延長しております。

また、酪農につきましては、乳業メーカーの生乳買取価格が複数回の見直しを経てこの8月にも引き上げられたところです。

今後も状況に応じて、こうした県の支援策をさらに充実するとともに、国に対しましては、セーフティネットの充実や構造転換への支援強化などを、政策提言してまいります。

IV. 水田関係

1. 飼料用米における取り組みについて

本県における飼料用米は県西部での取り組みが7割近くありますが、課題として、気象条件などから従来の奨励多収性品種での結果が芳しくありません。

そのため、独自の取り組みとして九州農研が開発した「たちはるか」を試験導入し、平均反当 600～720 kgの結果を出し、作付面積も拡大している状況です。

これらの結果を受け、「たちはるか」、「とよめき」については知事特認品種への登録を進めていただいているところですが、登録後には十分な種子の確保ができる県域としての体制を組めるよう関係機関への働きかけを行うことを要請します。

また、併せて飼料用米のその他の品種においても、地域性等を考慮し、JAグループを含めた関係機関と連携した試験研究や知事特認品種への登録等の推進を進めるなど、普及に向けた取り組みの拡大を要請します。

(回答)

一般品種で飼料用米を生産した場合、国の水田活用直接支払交付金の標準単価が令和6年産から8年産にかけて段階的に(▲5千円/10aずつ)引き下げられるため、生産者の収入減が懸念されています。

そのため県では、生産者の収入が確保されるよう、県西部を中心に栽培され、一般品種に比べて収量の多い「とよめき」、「たちはるか」を知事特認品種として国に申請し、8月15日に認定されたところです。

今後、一般品種から「とよめき」、「たちはるか」への品種転換がスムーズに進みますよう、JAグループにおかれましても、生産者への周知をお願いします。

品種転換に伴う「とよめき」、「たちはるか」の種子の確保につきましては、JAグループからの今後の作付計画に基づいて、高知県種子協会などの関係機関の皆さまと検討してまいります。

また、「とよめき」、「たちはるか」以外の多収品種につきましては、農業技術センターを中心に収量性や耐病性などの評価を継続して実施しますとともに、有望品種が見つかった場合は、JAグループと作付計画や種子の確保対策を協議したうえで、国に知事特認品種として申請してまいります。

V. その他

1. 地域計画策定における農地集積への支援について

令和5年度より、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和6年度末までには各市町村地域において、地域計画を定める必要があります。

地域計画策定の流れでも、担い手の農地集約が検討されてはいますが、引受農地の規模が拡大することで既存機械では処理しきれず、新たな機械設備への投資や倉庫設置が必要であり、経営を圧迫する要因となっています。

そのため、担い手となる個人農業者より、行政からの支援を要望する声があげられていますが、農地利用効率化等支援事業など数少ない個人向け補助事業では、採択ポイントが厳しく、集落営農組織や法人経営体等との投資効率比較に勝ることができません。

本県においては、地理的な要因や規模的な要因から、集落営農組織化や法人化が進みにくい状況にあり、事業利用に至るのが困難です。

このままでは地域における農地集積も進まず、耕作放棄地が増加する懸念もあることから、農地集積を進めるためにも、地域にお

いて中心経営体として位置づけられる担い手農家が活用しやすい補助事業の創設や、規模拡大に対応するための機械導入に向けて県単既存事業の要件緩和を要請します。

(回答)

地域の担い手が不足する中、農地を引き受ける「担い手農家」の存在は重要であると認識しており、農地利用効率化等支援事業など、個人向け補助事業の本県での活用は、少し厳しいことは承知しております。

しかしながら、県では、個人が農業を継続することは難しいことから、個人農業者に対する補助でなく、持続可能な農業が行える組織や法人へ補助することを原則としております。

そのため、農地を引き受ける担い手農家に対する新たな機械等の設備投資の必要性も理解できますが、地域には離農する農業者の機械・施設、また、現役の園芸農家などが所有する機械等もあることから、それらの活用や組織化について、地域で話し合っていたいただきたいと思います。

個人ではなく、組織的に取り組むことで、集落営農に対する補助事業が活用できますので、地域計画の策定に向けた話し合いが行われているこの機会に、J Aとしましても集落営農の取り組みを推進し、既存事業を活用していただきますようお願いいたします。

また、地域計画の策定に向けた取組において、本年度は、全ての地区で農業の在り方など将来像を明確化する話し合いを行うよう進めていますので、地域の話し合いには、J Aや生産部会も主体的に関わっていただき、実行性のある計画が作成できるよう、J Aとしての取組もお願いいたします。

V. その他

2. 鳥獣害対策について

高知県における鳥獣害対策については、「鳥獣被害対策専門員配置事業」により、各JAにおいて専門員が対策を講じているところ
です。

専門員等の尽力により、農業被害額自体は減少傾向にありますが、被害地域は山間部だけでなく、里山、沿岸、市街化区域まで広域化しており、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加等も問題となっています。

また、防護柵等設置を集落(地域)ごとに行うにあたり、予算が少ない事から集落全体をカバーできる対策ができていないなど、問題点が浮き彫りになってきています。

そのため、今年度で計画が終了となる「鳥獣被害対策専門員配置事業」の継続と、鳥獣害対策における防護柵設置や有資格者確保など、基本的な対策ができる十分な予算の確保を要請します。

(回答)

県内4JAに16名配置しております鳥獣被害対策専門員は、各JAのご協力をいただきながら鳥獣被害対策の窓口として、農家の皆さまからの相談への対応や現地での被害対策の技術指導など、きめ細やかな支援を行っております。

県では、野生鳥獣による農業等への被害を縮減するために、集落(地域)ごとの防護柵の設置などによる防除と、捕獲の両面から総合的な被害対策を推進しておりますが、これらの対策を進める際にも鳥獣被害対策専門員には、集落(地域)での話し合いや合意形成を促進するコーディネーター的な役割を果たしていただいております。

また、集落(地域)ごとの被害対策を進めていても、様々な課題があり十分な効果がでていない場合には、鳥獣被害対策専門員が現地に出向き、防護柵の設置や維持管理の指導、勉強会の開催などのフォローアップも行っております。

こうした地道な対策を継続してきた成果により、野生鳥獣による農業等への被害額は年々減少しておりますが、近年加害鳥獣の生息域が拡大していることにより、これまで被害のなかった市街地等でも被害が発生しておりますことから、鳥獣被害対策専門員の活動範囲もこれまで以上に広域となってきております。

加えて、近年サルによる農業被害も深刻になってきておりますので、県では、令和3～4年度の2か年で、防除や環境整備、行動圏調査、捕獲などの総合的なサル被害対策のモデルを構築いたしました。

令和5年度からは、鳥獣被害対策専門員が中心となって、この成果を被害が深刻で対策の緊急性の高い集落に普及させていきまして、サルによる農業被害の半減を目指してまいります。

これらのことから、鳥獣被害対策専門員には今後ますます重要な役割が求められる状況にありますので、引き続き各JAに16名の

鳥獣被害対策専門員を配置し、農家の皆さまの被害対策を支援していきたいと考えております。

併せて、国の事業なども活用しながら被害対策に必要な防護柵の設置や、新規狩猟免許取得者への免許取得にかかる費用への支援、捕獲技術を習得する講習会などを開催し、捕獲のできる人材の確保と育成にも取り組んでまいります。